

調達要求番号 :

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕 様 書 番 号
	G Q - N 1 7 0 0 9 2 B
ナポリタン, 非常用糧食用	防衛大臣承認 年 月 日
	作 成 令和 元年10月30日
	変 更 令和 5年 2月 2日
	作成部隊等名 補給統制本部 需品部

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品のナポリタン、非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、“ナポリタン”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

ウスターソース類の日本農林規格（昭和49年農林省告示第565号）

ソーセージの日本農林規格（昭和52年農林省告示第411号）

トマト加工品の日本農林規格（昭和54年農林水産省告示第1419号）

精製ラードの日本農林規格（平成3年農林水産省告示988号）

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則、01改

c) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

2 製品に関する要求**2.1 全般**

この製品は、“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 材料

材料は、表1による。

表1-材料

区分	規定又は基準
マッシュルーム	味、色沢、鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどのない冷凍品
ソーセージ	“ソーセージの日本農林規格”又は同等以上のもの。
玉ねぎ	鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどのないもの。
ペンネ	デュラム小麦のセモリナで、水分13%以下、灰分0.9%以下、タンパク質11%以下のもの。
トマトケチャップ	“トマト加工品の日本農林規格”又は同等以上のもの。
にんじん	鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどのないもの。
精製ラーード	“精製ラーードの日本農林規格”又は同等以上のもの。
小麦粉	異臭がなく、きょう雜物を含まない小麦粉
豚レバー	鮮度が良好なレバーで、きょう雜物の混入がなく、食品衛生上の欠点を認めないもの、又はそれをボイルしたもの。
砂糖	上白糖（水分1.5%以下、糖度96%以上）
ウスターーソース	醸造酢、野菜類を主原料とし、調味料を加えた香味良好なもので、“ウスターーソース類の日本農林規格”又は同等以上のウスターーソース
塩	食用塩（NaCl 95%以上のもの。）
ポークエキス	豚のエキスを主原料とし、食用塩等の調味料を加えた色沢及び香味が良好なもの。
にんにく	香味、色沢及び鮮度が良好で、病虫害、きず、変敗などのないもの、又はそれを原料とする冷凍品
チキンエキス	鶏のエキスを主原料とし、食用塩等の調味料を加えた色沢及び香味が良好なもの。
調味料（アミノ酸）	L-グルタミン酸ナトリウム（含量99%以上のもの。）又は、それを主成分とする複合調味料とし、“食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの。
増粘剤（加工デンプン）	アセチル化アジピン酸架橋デンプンであり、“食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの。
パプリカ色素	“食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの。
香辛料	ペッパーその他とし、かび、病虫害などがない香味が良好なもの。

2.3 前処理

前処理は、次による。

- a) ペンネをゆでる。
- b) 野菜類は、カットする。
- c) ラードで野菜類を炒める。

d) マッシュルーム、ソーセージ以外の材料を計量し、混合加熱する。

2.4 配合

ソースの配合は、表2を標準とする。

表2—ソースの配合

材料	割合	単位	%
玉ねぎ	20.66		
ペンネ（ボイル戻し）	17.35		
トマトケチャップ	14.46		
にんじん	12.40		
精製ラード	4.13		
小麦粉	2.07		
豚レバー	2.07		
砂糖	1.45		
ウスターソース	1.24		
塩	0.83		
ポークエキス	0.62		
にんにく	0.41		
チキンエキス	0.41		
調味料（アミノ酸）	0.16		
増粘剤（加工デンプン）	0.12		
パプリカ色素	0.07		
香辛料	0.04		
水	21.51		

2.5 充填・殺菌

充填及び殺菌は、次による。

a) 充填の割合は、表3を標準とする。

表3—充填の割合

材料	割合	単位	%
マッシュルーム	3.70		
ソーセージ	3.33		
ソース	92.97		

b) 充填後、密封した後加圧加熱殺菌を施し、製品とする。

2.6 内容量

内容量は270g以上とする。

2.7 液汁示度

液汁示度は、製造時における砂糖用屈折計の示度13度以上とする。

2.8 品質

2.8.1 品位

品位は、次による。

- a) 配合状態、色沢及び香味が良好で異味異臭がなく、きょう雜物などの混入を認めない。
- b) 形状などに異常を認めない。

2.8.2 容器

容器は、次による。

- a) **形状** 形状は、袋状容器とし、細部は製造者の仕様による。
- b) **材料・構造** 主材料及び構造は、外側からポリエステル（12 μm）、ナイロン（15 μm）、アルミニウムはく（7 μm）、ポリプロピレン（30 μm）、鉄系酸素吸収層（25 μm）及びポリプロピレン（30 μm）を主材とし、細部は、製造者の仕様による。
- c) **厚さ** 厚さは、130 μm±13 μmとする。
- d) **寸法** 寸法は、幅160 mm×長さ210 mm以下とする。
- e) **ノッチ** ノッチは、U形又はベース形とし、上部又は下部を標準とし、両サイドで、機能を発揮する位置とする。
- f) **堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.9 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.10 製品の表示

2.10.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”的規定に基づく。

2.10.2 表示方法

表示方法は、次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a)及びb)の併用による。

2.10.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、殺菌方法、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.10.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.10.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.10.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

2.10.7 その他の表示

レトルトパウチ食品である旨を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

3.1 品質・保存性

品質及び保存性は、全国の倉庫（空調設備なし。）で3か年（調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期の翌年度の4月1日から起算する。）貯蔵で品質の保証が可能な製品とする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、表4に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表4-承認用見本など

種類	規定	数量
承認用見本 容器	2.8.2による。	1
提出書類 包装材料証明		4
	2.2による。	4
材料証明 製造工程表	2.3, 2.4及び2.5による。	4

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。